

2025 年 2 月

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした 大雪にかかる災害への対応について

イオン少額短期保険株式会社

令和 7 年 2 月 17 日からの日本海側を中心とした大雪に伴う災害より被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

イオン少額短期保険では、下記の窓口におきまして、ご契約者さまの皆さまからのお問い合わせ、被害のご相談・ご連絡を承っておりますのでご案内申し上げます。

◎災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいの皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施します。これらの措置の適用をご希望されるお客さまは、下記の弊社窓口までご連絡ください。

◇弊社担当窓口：0120-953-856 受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休み）

適用都道府県	適用地域	法適用日
【新潟県】	南魚沼市（みなみうおぬまし）	2025 年 2 月 20 日
【青森県】	青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	2025 年 2 月 25 日

以上